

新濃尾（二期）地区

宮田導水路用地境界杭等設置他業務

現 場 説 明 事 項

東海農政局 新濃尾農地防災事業所

1. 一般事項

1) 入札に関する事項について

- (1) この業務の入札は、業務請負契約書案、競争参加資格通知書及び、この現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という）に従って行うものとする。
- (2) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 業務請負契約書案について

第 4 条関係

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行桜通代理店（三菱 UFJ 銀行名古屋営業部）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東海農政局新濃尾農地防災事業所 歳入歳出外現金出納官吏庶務課長 鈴木 誉久」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別添、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「東海農政局取扱主任官 会計課課長補佐（主計）高見 龍一郎」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が、契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 秋永 邦治」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、分任支出負担行為担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が、契約保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、分任契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 秋永 邦治」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容として業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、分任契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 秋永 邦治」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、分任契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1) ウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め分任契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を分任契約担当官等に提供し、分任契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1) の規程にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

2. 細部事項

1) 業務概要

特別仕様書に示すとおり

2) 業務仕様書

共通仕様書、特別仕様書

3) 契約に係る事項

別紙に示すとおり

4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本業務において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 質疑

現場説明事項に関する質問は、入札説明書の 8 に準じて取扱う。

別 紙

契 約 に 係 る 事 項

1. 特別仕様書第7条で示している作業内容の業務量の目安は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領で定義される職種に換算して、下表のとおり想定している。

項 目	業 務 量	備 考
用地測量業務	72.5人	測量技師換算
用地調査業務	4.5人	技師A換算

なお、上記には打合せに係る人員は含まれていない。

2. 積算の基準について

「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の別記（Ⅱ）価格積算基準」を適用している。

なお、本業務における積算体系年月及び単価期適用年月は、「令和8年7月」とする。

3. 旅費計算上の積算基地について

本業務の積算基地は、愛知県庁（名古屋市中区）であり、旅行起点は、その最寄り駅である名古屋市市営地下鉄「名古屋城」を想定している。

4. 旅費・交通費（現地作業等及び業務打合せ）について

自動車（ライトバン）による交通費とし、片道20kmを想定している。

運転時間は往復1時間を想定しており、高速料金は計上しないものとする。

5. 打合せについて

打合せ協議の直接人件費の積算は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」の別記（Ⅲ）標準歩掛によるものとする。

また、計上する打合せ協議の内訳として、下記の通りを想定している。

用地測量業務：着手前1回、中間1回、最終1回

用地調査業務：中間2回

6. 特別仕様書第7条の用地境界鉋の設置の歩掛は、次のとおり考えている。

測量技師補 (外業)	測量技師補 (内業)	測量助手 (外業)	測量助手 (内業)	機械経費
1.2人	0.5人	1.2人	0.5人	直接人件費の5.5%

※境界鉋10枚当たりの歩掛

(材料費は計上しない。)